

# 有罪判決後の被告の人生

## ～量刑のための知識

2010年 **10**月**1**日(金) 13:00～16:30  
(開場12:30)

国土舘大学世田谷キャンパス  
中央図書館棟地下多目的ホール

**参加費無料**  
(事前申込不要)

(趣旨説明・問題提起) ※敬称略 ☒

・河合 幹雄 (桐蔭横浜大学 法社会学専攻)

(パネリスト)

・指宿 信 (成城大学 刑事訴訟法専攻)

・最高裁判所事務総局刑事局係官

・小柳 武 (常磐大学・元矯正職員)

・生島 浩 (福島大学・元保護観察官)

(司会) ☒

・細井 洋子 (東洋大学 犯罪社会学専攻)

(コメンテーター) ☒

・大塚 浩之 (読売新聞社 論説委員)



〒154-8515 東京都世田谷区世田谷4-28-1

小田急線梅ヶ丘駅下車、徒歩9分

東急世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅下車、徒歩6分

渋谷駅南口バス乗場18番「世田谷区民会館行」バスで終点下車、徒歩1分

主催:日本犯罪社会学会

後援:最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、世田谷区教育委員会

(財)社会安全研究財団2010年度研究助成事業

## 「有罪判決後の被告の人生 ～量刑のための知識」

裁判員は、有罪無罪の判断のみならず、刑罰の重さを決めなければなりません。その参考にしていただくことも念頭に、有罪判決後の被告の人生についてできるかぎりわかりやすく説明・検討します。長期刑を受けるということがどういうことであるのか、さらには、出所後の経過、社会の側の受け入れはどのような状況にあるのか、保護観察を付ける事の意義などについて語ります。

### (趣旨説明・問題提起) ※敬称略



#### 河合 幹雄 (桐蔭横浜大学 法社会学専攻)

世界の陪審制度はなぜ誕生し世界80カ国ほどで支持されてきたのか。日本に、2009年から裁判員制度が導入されたのはなぜか。明治維新、大正デモクラシー、アメリカ占領期の陪審制度をめぐる歴史をまず整理し、現状を把握する。また、日本社会が犯罪者をどのように裁いてきたか、先進諸外国と比較して凶悪犯罪の発生率が桁違いに少ないゆえの犯罪者ひとりひとりに対する丁寧な対応の特徴など、裁判員制度を語るための前提知識をわかりやすくまとめる。

### (パネリスト)

#### 指宿 信 (成城大学 刑事訴訟法専攻)

我が国でもいよいよ刑事裁判に市民が関与する裁判員裁判が始まりましたが、関わる範囲は有罪無罪の判断だけでなく量刑にまで及んでいて、その対象が重罪であるため世界的にも重い負担と言われている。特に死刑制度を有している点で日本の裁判員の負荷は顕著である。当日は、各国の国民参加の範囲比較だけでなく量刑手続の特徴などもお話ししたい。



#### 最高裁判所事務総局刑事局係官

裁判員に参考にしていただけるよう、裁判所が、過去の判例から用意した量刑データベースについて解説する。

#### 小柳 武 (常磐大学・元矯正職員)

刑事施設の種類及び刑事施設における処遇、特に、裁判を経た後の刑の執行に焦点を当てて報告する。公開シンポジウムであり、多くの市民も参加すると思われるので、固苦しい話題だけではなく、刑事施設等の写真も交えて話題を提供したい。報告内容の中心は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」制定後の刑事施設における受刑者処遇の新しい試み、処遇の実情のほか、最近の統計から見た受刑者処遇、再入状況の特質などにも触れたい。



#### 生島 浩 (福島大学・元保護観察官)

従来の裁判官裁判に比べ、裁判員裁判では保護観察付き執行猶予判決の割合が増加しており、保護観察への注目が集まっている。判決書の量刑理由からは、単なる「実刑回避」のためのものもあるが、「性犯罪者処遇プログラムを受けさせたい」、「家族関係や生活環境を整えたい」といった積極的に保護観察処遇への期待が読み取れるものも少なくない。保護観察官の経験も踏まえ、「出来ること・出来ないこと」を明示し、社会内処遇の現状と課題について報告したい。



(司 会) 細井 洋子 (東洋大学 犯罪社会学専攻)

(コメンテーター) 大塚 浩之 (読売新聞社 論説委員)

## 第7回公開シンポジウム実行委員会

お問い合わせ先: [koukaisympo2010@yahoo.co.jp](mailto:koukaisympo2010@yahoo.co.jp)

〒225-8502 横浜市青葉区鉄町1614 桐蔭横浜大学法学部 河合幹雄研究室